

同意事項一覽表（新規利用申込用）

同意頂けましたら、☑してください	1 号	2・3 号
支給認定を受けなければ、教育・保育施設の利用はできません。教育認定と保育認定で、申込みに必要な手続きが異なります。ご確認のうえ、お申込みください。	☐	☐
申込み後、家庭の状況(就労状況・住所変更・妊娠出産等)に変更があった場合や、入園の意思がなくなった場合(入園希望月の変更を含む)、入園要件を満たさなくなった場合や、保育を必要とする事由に変更がある場合は速やかにご連絡いただき、所定の手続きをお願いします。	☐	☐
利用開始前日までに面接・健康診断を受けられない場合や、面接・健康診断で集団保育が難しいと判断された際は、入園の承諾ができない場合があります。	☐	☐
「3号認定の利用者負担額(保育料)」並びに「1・2号認定の副食費の徴収免除」の算定は、父母の収入等の状況に基づき、住民税額から算定を行います。未申告等により住民税額が不明の場合には、最大階層での判定(保育料では69,000円、副食費の徴収免除判定では徴収対象)になります。未申告の場合には速やかに申告し、申告が済み次第、児童福祉課保育グループへ連絡をお願いします。税の更正が分かった翌月から、更正された税額による算定を行います。	☐	☐
「3号認定の利用者負担額(保育料)」並びに「1・2号認定の副食費の徴収免除」の算定において、父母の年収合計が103万円未満の場合は、同居の祖父母のうち収入額が高い方を含み、合算して算定します。世帯分離している場合でも、同居と判断される場合には合算して算定します。	☐	☐
施設利用においては、市が定める利用者負担額(保育料)の他に、絵本教材費・行事費・保護者会費等の自己負担頂く費用があります。詳細は各施設にご確認ください。また、費用の徴収名目は各施設で定めています。上記の費用を「保育料」として徴収している施設もございますので、各施設にご確認ください。	☐	☐
入園後は、各施設のきまりを守ってご利用ください。	☐	☐
【4月入園申請(1次受付)の場合】利用希望者の認定審査に時間を要するため、支給認定証は2月頃に送付します。	☐	☐
申込み内容に虚偽の事項や申告しなかった事項があった場合には、内定を取り消し、利用後に明らかになった場合は施設を退園となります。		☐
保育標準時間の認定を受けた児童は最大11時間、保育短時間の認定を受けた児童は最大8時間の利用が可能です。それぞれ利用できる範囲で、保育が必要な時間に応じて利用してください。施設ごとに利用時間が異なりますので、各施設の時間をご確認のうえ、申込みください。		☐
ならし保育期間も1か月分の利用者負担額(保育料)が発生します。		☐
利用者負担額(保育料)は毎月指定期日までにお支払い下さい。公平を保つため、利用者負担額(保育料)に未納がある方は必ずお支払いしてから申込みください。		☐
【公立やまと認定こども園、私立保育園(市外)の0～2歳クラスを希望する方のみ】市に納める利用者負担額(保育料)に滞納があり、市から児童手当を受給している場合、児童手当を窓口払いとします。利用者負担額(保育料)に滞納があり、督促・催告等を行っても納付が無く、ご相談もない場合は、預貯金や給与、財産差し押さえ等の対象となります。		☐
【年度途中入園の申請をした場合】入園日までの日にちが少ないため、児童福祉課から内定通知は行いません。園からの面接の連絡をもって内定となります。そのため、第2、第3希望の園から連絡があることがあります。		☐
【内定した園を取り下げる場合】すみやかに、児童福祉課に取り下げ書を提出してください。内定の連絡を園から受けていた場合は、ご自身で辞退のご連絡をさせていただきます。取り下げを行った場合、保留通知は発行できません。		☐
【就労で入園した場合】入園後、退職により求職中となった(月64時間以上の就労を常態としなくなった)場合は、速やかに求職活動認定への認定変更申請をしてください。		☐
【求職活動で入園した場合】入園日から3か月以内に勤務を開始し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は、退園となります。求職活動状況報告書は、認定期間中毎月提出が必要です。		☐
【産休・育休明けで入園した場合】入園月の翌月1日までに復職し、復職日から2週間以内に復職が確認できる就労証明書を提出してください。提出がない場合は、退園となります。申請受付日から入園日の間に復職する場合でも、復職が確認できる就労証明書を提出してください。		☐

「利用の手引き」および本同意事項一覧表の記載事項に同意したうえで、申込みします。

年 月 日 保護者氏名

保育施設申込に係る確認事項 (1号認定希望の方は記入不要)

待機児童調査について

●新規で申込みをされる方に伺います。

もし、入園できなかった場合はどうしますか。

※回答は選考結果には一切影響しません。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ 保護者（父・母）が保育する。 | ☐ 認可外施設を利用する。 |
| ☐ 育児休業を延長する。 | ☐ 職場の託児所を利用する。 |
| ☐ 祖父母等親族に保育を頼む。 | ☐ 職場につれていく。 |
| ☐ その他（ | ） |

きょうだいで同時利用申込について ※該当者は☑してください。

- ☐ 同じ施設への入園のみ希望する。
（1人でも入園保留の場合、新規申込みのすべての児童が入園保留となります。）
- ☐ 入園施設が異なっても入園を希望する。（1人だけ内定となる場合があります。）

申込み児童以外に、申込みが無い児童がいる場合は記入してください。

●申込みが無い児童の保育は誰が行いますか。

（保育する人： ）

※申込みが無い児童がいる場合は、利用調整における基準点で減点される場合があります。

転園希望に伴う同意事項について ※該当者は☑してください。

●転園を希望される方は、次の事項にチェックし、同意したうえで申込みをしてください。

- ☐ 現在利用中の施設を含め、入園保留の可能性あることを了承し、転園を希望し申請します。

（公立やまと認定こども園、私立保育園（市外）の0～2歳クラスを希望する方のみ記入してください）

児童手当・特例給付に係る利用者負担額等の徴収等に関する申出書

桜川市長 殿

私は、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、以下の費用につき、上記の当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当の受給資格を喪失するまで、児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

徴収(支払)費用

利用者負担額（保育料） 過年度未納分及び現年度未納分

年 月 日

住所

保護者（児童手当受給者）氏名

児童の氏名